

## 平成 23 年度事業計画

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

公益の増進に資することがアクチュアリーの基本使命であることを認識した上で、定款第 3 条の規定「本会はアクチュアリー学の総合的調査研究活動を通じ、アクチュアリーの専門職としての職務遂行能力の維持向上を図り、その関与する事業の健全な発展に寄与することを目的とする。」を達成することにより、社会・経済の発展に貢献し、アクチュアリーの地位の向上を目指していく。

このために、平成 23 年度では、「2008 年度を始期とする中長期的な事業戦略」に基づき、主として次の事業を行い、新公益法人への移行に向けた対応を進めつつ、アクチュアリーを巡る国内外の状況に対応していく。

1. アクチュアリーの専門性の向上、重要課題に対する専門性の発揮に向けた取組み
  - ① リスク管理技術の高度化（ソルベンシー基準、ERM の調査・研究等）
  - ② 実務基準の整備・充実
  - ③ 現下のアクチュアリアルな重要課題についての提言機能の強化
  - ④ 指定法人として主務官庁から委託を受けた業務の遂行
  
2. アクチュアリアル・サイエンス発展への貢献、関係機関との連携に向けた取組み
  - ① 大学、研究機関、学術団体との連携・共同研究の促進
  - ② 他の専門職団体（日本公認会計士協会、日本年金数理人会）との連携強化
  - ③ 諸外国アクチュアリー会等のアクチュアリアル・サイエンス関連事項の調査・研究
  
3. 試験、教育・研修、研究発表関係事業
  - ① 資格試験の実施
  - ② 集合研修、アクチュアリー講座・追加演習講座の実施
  - ③ 年次大会・IT 研究大会の実施
  - ④ 試験・教育体制の整備・充実（国際基準との対応状況の調査、ネット教育の実施等）
  - ⑤ アクチュアリーが備えるべき資質・能力の明確化
  
4. 国際活動、国際貢献
  - ① 国際会計基準等への対応
  - ② IAA の有力メンバーとして、国際的な活動に積極的に参画
  - ③ ASEA 講座の実施、EAAC への参加など、アジア諸国でのアクチュアリアル・サイエンス発展への貢献
  - ④ 各国アクチュアリー会年次大会への参加等、各国アクチュアリー会との相互交流
  
5. 出版・広報活動
  - ① 会報、会報別冊、アクチュアリージャーナルの発行
  - ② 教科書改訂版の発行
  - ③ 情報提供の充実（ホームページの充実）
  - ④ パブリシティの充実

## 6. 会のあり方、ガバナンスおよび組織等の見直し

- ① 委員会等の活動の PDCA サイクルの明確化
- ② 意思決定の透明性や機動性の一層の向上
- ③ 新公益法人認定に向けた対応準備

(参考)「2008年度を始期とする中長期的な事業戦略」における具体的取組項目

### 戦略目標 1 公益性の発揮

- 1-(1) 保険契約の国際会計基準、保険監督の国際基準等を巡る問題に積極的に提言を行う。
- 1-(2) ERM (エンタープライズ・リスクマネジメント) や金融リスクマネジメント分野に取り組むことにより、アクチュアリー活動の場を広げ、それらの分野でも中核的な役割を果たす。
- 1-(3) 退職給付会計等を巡る問題に積極的に提言を行う。
- 1-(4) 社会保障分野等においてもアクチュリアルな側面から積極的に発言する。
- 1-(5) 当局や関連団体との意見交換の場を設定するなど外部との交流を進め、情報の収集・発信に努める。
- 1-(6) 国際アクチュアリー会 (IAA) の有力メンバーとして積極的な国際貢献を行い、国際的地位の維持・向上を図る。

### 戦略目標 2 専門性・問題解決能力の強化

- 2-(1) アクチュアリーが備えるべき知識、技術、実務能力、職業倫理を、アクチュアリーを取り巻く環境変化に応じて見直し、試験・教育を体系化する。
- 2-(2) 正会員向けの業務分野別研修等、義務化をも視野に入れて継続教育を制度面、内容面ともに段階的に整備する。
- 2-(3) 整備すべき実務基準、ガイダンス・ノートを特定し、優先順位をつけて作成する。また、それらの使用を通じて、アクチュアリーとして行う業務の水準を確保する。
- 2-(4) 産学共同を活用し、研修会や研究会を通じて会員が先端分野の知識を習得するとともに、日本アクチュアリー会としても知識を蓄積する。

### 戦略目標 3 組織力の強化

- 3-(1) 委員会等の活動について、計画、実施、チェック、対応を確保するしくみ (PDCA サイクル) を明確化する。
- 3-(2) 意思決定の透明性や機動性の一層の向上を図る。
- 3-(3) 認知度を高める観点からパブリシティを充実させる。
- 3-(4) 新公益法人に認定される。